

瀬戸内町告示第25号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第6条第1項の規定に基づき定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を変更したので、同法第6条第6項の規定により告示し、当該構想を次により縦覧に供する。

令和5年9月28日

瀬戸内町町長 鎌田 愛人



（縦覧場所） 瀬戸内町役場 農林課農政係